

## 身体障害者手帳

身体に一定以上の障がいがあり、日常生活に著しい制限を受ける方が障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。

申請には以下のものが必要であり、結果が出るまで 1 か月～2 か月程度かかります。

### 申請に必要なもの

- ①本人の写真1枚（たて4 cm×よこ3 cm。原則1年以内に撮影したもの。上半身で脱帽）
- ②身体障害者意見書（障がい種別による。様式は健康福祉課窓口にあります）
- ③マイナンバーがわかるもの

### 身体障害者手帳・診断書の種類

視覚障害、聴覚または平衡機能障害、音声・言語またはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害

### 障害の程度

1～6級

※数字が小さいほど重度となります。

◎その他にも以下の場合には手続きが必要となります。

障害程度変更

居住地・氏名の変更

再交付

返還（死亡 等）

詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

町民生活部健康福祉課社会福祉係  
電話 57-4172